

令和7年度高齢者等保健福祉サービスの概要

			電話	FAX
彦根市	健康推進課		24-0816	24-5870
	障害福祉課		27-9981	30-9231
	社会福祉課		23-9590	26-1768
	高齢福祉推進課	福祉センター（地域包括支援係 介護保険係）	23-9660	30-9231
	高齢福祉推進課	くすのきセンター（事業者支援係 企画管理係）	24-0828	24-5870
	地域包括支援センター	すばる（担当学区：鳥居本）	21-5412	21-5464
		すばる（担当学区：城東、佐和山）	24-0494	24-0408
		ハピネス（担当学区：城西、城北）	27-6702	21-0302
		ふるさと（担当学区：平田、金城）	47-3993	47-5120
		ゆうじん（担当学区：城南、高宮、旭森）	21-3341	21-3306
		きらら（担当学区：城陽、若葉、河瀬、亀山）	28-9323	28-9322
いなえ（担当学区：稲枝東、稲枝北、稲枝西）		47-3320	47-3315	
彦根市社会福祉協議会		22-2821	22-2841	
湖東健康福祉事務所（彦根保健所）		22-1770	26-7540	

この冊子は、彦根市ホームページにも掲載しています。

令和 7 年度
高齢者等保健福祉サービス（事業）の概要
彦根市

施 策 名	事 業 概 要	利用の手続き方法	利用できる方	利用できる頻度	利用料負担	根拠要綱等	担当課
地域福祉権利擁護事業 （日常生活自立支援事業）	判断能力が十分でない認知症高齢者や知的障害、精神障害のある方に福祉サービス利用援助や日常的金銭管理、書類等預かりサービスを実施する。	本人から社会福祉協議会に申込み	判断能力が十分でない認知症高齢者や知的障害のある方、精神障害のある方		相談は無料、利用の場合は自己負担有り（減免措置あり）	本人と社会福祉協議会との契約書	社会福祉協議会 相談支援課 生活相談支援係
車いすの貸出し	外出のため一時的に車いすが必要となった場合短期間での貸出しを行う。	社会福祉協議会に申込み	原則として市内に在住している方	1 回の利用期間は、原則として 2 週間以内	無料		社会福祉協議会 地域づくりボランティアセンター
移動外出支援用車両 「おたがいさんさん号」貸出事業	買い物や通院、サロンや宅老所などへの外出を支援することにより、地域における元気で豊かな生活を送ることを目的に、専用車両の貸出しを行う。	社会福祉協議会に申込み	原則として市内に住所を有し、高齢や障害等の理由で移動外出が困難な方、もしくはそういった方々の支援をされる方 個人、団体（事業者除く）で利用可	1 回の利用期間は、原則として 1 日以内	原則、無料（ただし、50 k m 以上利用の場合、利用距離に応じて負担あり）	社会福祉法人彦根市社会福祉協議会移動外出支援用車両「おたがいさんさん号」貸出事業実施要綱	社会福祉協議会 地域づくりボランティアセンター
ふくしのまちづくり 応援グッズ貸出事業	地域住民同士のふれあい活動をさらに充実させるための備品（プロジェクター、スクリーン、ゲームや脳トレグッズなどのサロンセット等）の貸出を行う。また、子育て・お出かけ・移動を応援するためのもの（ベビーカー、チャイルドシート）の貸出を行う。	社会福祉協議会に申込み	サロン活動や自治会活動に携わっている方。 市内在住で移動等により支援を必要とされている方。	1 回の利用期間は、原則として 2 週間以内。	無料		社会福祉協議会 地域づくりボランティアセンター
地域サロンの利用	住み慣れた地域で暮らすために不可欠な心身の健康の維持や、近隣住民同士のつながりを深めることを主な目的として開催。	社会福祉協議会地域支援課 地域サポート係（各学区担当）に問い合わせ	サロンによって異なりますので、彦根市社会福祉協議会地域支援課地域サポート係へ問い合わせください。参考資料：サロンおたすけ本 Vol. 4				社会福祉協議会 地域支援課 地域サポート係

施 策 名	事 業 概 要	利用の手続き方法	利用できる方	利用できる頻度	利用料負担	根拠要綱等	担当課
「高齢者が利用できる移動・外出支援」サービス等の情報一覧	「公共交通」「福祉有償運送」「介護タクシー」「その他」の分類で、高齢者が利用できる移動・外出支援のサービス情報を一覧化したもの。	右記ホームページ内で閲覧可。	サービス内容によって異なりますので、一覧掲載の実施事業所等へ直接問い合わせください。 〔情報一覧の掲載場所〕 「在宅医療福祉情報の森」ホームページ内 → 「くすのき情報BOX」 → 「移動・移送支援に関する情報」にPDFで掲載				社会福祉協議会 地域支援課 地域サポート係
災害時避難行動要支援者制度	災害発生時もしくは災害が発生するおそれがあるときに、自身や家族の力だけでは安全な場所への避難ができない人に、地域の手助けにより安全な場所に避難してもらうための制度。	「彦根市災害時避難行動要支援者登録申請書」に必要な事項を記入し、社会福祉課に提出	次のいずれかに該当する人 ア) 満 75 歳以上の者のみの世帯の高齢者 イ) 要介護 3・4・5 の認定を受けている人 ウ) 身体障害者手帳 1 級・2 級を所持する人 エ) 療育手帳 A1・A2 を所持する人 オ) 精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級を所持する人 カ) 難病患者		無料	彦根市災害時避難行動要支援者制度実施要綱	社会福祉課

施 策 名	事 業 概 要	利用の手続き方法	利用できる方	利用できる頻度	利用料負担	根拠要綱等	担当課
健康診査 訪問健康診査 介護家族訪問健康診査 肝炎ウイルス検診	血圧測定・尿検査・血液検査等を実施し、生活習慣病の予防を図る。また主治医がなく、寝たきりで受診できない人、家族の介護が常時必要で受診できない人には、医師による訪問健康診査を実施する。さらに、健康診査と併せて肝炎ウイルス検診を実施する。 (平成20年度から4月1日現在39歳以上の医療保険に加入している人は、医療保険者が実施する特定健康診査を受けることになりました。)	I 健康診査 ・集団健診 バス健診・パック健診 全て予約制（健診予約コールセンターまたは Web（インターネット）予約） ・医療機関委託健診 受診票持参の上、実施医療機関にて受診 ・訪問健康診査 健康推進課に申込み II 肝炎ウイルス検診 対象者に通知し、医療機関検診もしくはバス健診を実施 *バス健診は予約制（健診予約コールセンターまたは Web 予約）	I 健康診査 令和7年3月31日を基準に、 (1) 集団健診(バス健診・パック健診) 19～39 歳までの健診を受ける機会のない方 (2) 集団健診(バス健診・パック健診)・医療機関健診のいずれかを選択 40 歳以上の生活保護を受給している方 (3) 訪問健康診査 19～39 歳までの健診を受ける機会のない方、または40 歳以上の生活保護を受給している方で、次に該当する方 ① 主治医がいない在宅の寝たきりおよび寝たきりに準ずる方 ② 要介護者の介護を担う方のうち、訪問による健康診査の実施が必要な方 II 肝炎ウイルス検診 令和7年3月31日現在、40 歳以上の方で、過去に市の肝炎ウイルス検診を受けたことがない方	年1回	I 健康診査 ・健康診査(バス健診・KKC パック健診)1,300 円 ・訪問健康診査 1,300 円 (生活保護受給者の方は無料。) ※減免制度が適用できる場合があります。 II 肝炎ウイルス検診 ・集団検診 700 円 ・医療機関委託検診 1,300 円 ※節目年齢対象者および70 歳以上の方は無料。 節目年齢対象者:令和7年3月31日現在、41 歳の方で過去に市の肝炎ウイルス検診を受けたことがない方 ※減免制度が適用できる場合があります。	健康増進法 彦根市健康診査負担金徴収条例 彦根市健康診査実施要領 彦根市肝炎ウイルス検診実施要領	健康推進課

施 策 名	事 業 概 要	利用の手続き方法	利用できる方	利用できる頻度	利用料負担	根拠要綱等	担当課
高齢者インフルエンザ予防接種	高齢者のインフルエンザによる重症化および死亡を防ぐことを主な目的として、希望者にインフルエンザ予防接種を実施する。	市指定医療機関に予約 市外にかかりつけ医がいる方で、かかりつけ医が滋賀県予防接種医療機関に登録されていれば、そちらでの接種も可能。 (事前に申込み必要)	① 65 歳以上の方 ② 60 歳以上 65 歳未満の方であって、心臓、じん臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する方。およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方	1 回 (10 月～12 月指定期間内)	1,800 円 生活保護法による被保護世帯は無料（接種前に社会福祉課での手続きにより無料）	予防接種法	健康推進課
高齢者肺炎球菌感染症予防接種	高齢者の肺炎による重症化および死亡を防ぐことを主な目的として、希望者に高齢者肺炎球菌感染症予防接種を実施する。	市指定医療機関に予約 市外にかかりつけ医がいる方で、かかりつけ医が滋賀県予防接種医療機関に登録されていれば、そちらでの接種も可能。 (事前に申込み必要)	① 接種当日 65 歳の方 ② 接種当日 60 歳以上 65 歳未満の方であって、心臓、じん臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する方。およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方	1 回 (過去に 23 価肺炎球菌ワクチン（ポリサッカライド）を接種したことがある方は定期接種の対象外となります。)	2,660 円 生活保護法による被保護世帯は無料（接種前に社会福祉課での手続きにより無料）	予防接種法	健康推進課
高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種	高齢者の新型コロナウイルス感染症による重症化および死亡を防ぐことを主な目的として、希望者に新型コロナウイルス感染症予防接種を実施する。	市指定医療機関に予約 市外にかかりつけ医がいる方で、かかりつけ医が滋賀県予防接種医療機関に登録されていれば、そちらでの接種も可能。 (事前に申込み必要)	① 65 歳以上の方 ② 60 歳以上 65 歳未満の方であって、心臓、じん臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する方。およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方	1 回 (10 月～1 月指定期間内)	利用者負担額は広報ひこね 10 月号、市ホームページに掲載します。 生活保護法による被保護世帯は無料（接種前に社会福祉課での手続きにより無料）	予防接種法	健康推進課

施 策 名	事 業 概 要	利用の手続き方法	利用できる方	利用できる頻度	利用料負担	根拠要綱等	担当課
高齢者带状疱疹予防接種	高齢者の带状疱疹やその合併症に対する予防を目的として、希望者に高齢者带状疱疹予防接種を実施する。	市指定医療機関に予約 市外にかかりつけ医がいる方で、かかりつけ医が滋賀県予防接種医療機関に登録されていれば、そちらでの接種も可能。 (事前に申込み必要)	① 65 歳以上の方 ② 60 歳以上 65 歳未満の方であって、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方	1 回 带状疱疹にかかったことのある方についても定期接種の対象となります。	ワクチンは2種類あります ① 乾燥弱毒生ワクチン 接種回数：1 回 2,700 円 ② 組換えワクチン 接種回数：2 回 7,100 円／回 生活保護法による被保護世帯は無料（接種前に社会福祉課での手続きにより無料）	予防接種法	健康推進課
各種がん検診	胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がんの早期発見、早期治療を目的に実施する。 検診内容 胃がん検診：胃部エックス線検査 胃内視鏡検査（50 歳以上の人で年度末年齢が偶数の人） 大腸がん検診：便潜血反応検査 肺がん検診：胸部レントゲン検査 喀痰細胞診検査 子宮頸がん検診：頸部細胞診検査 乳がん検診：マンモグラフィ検査（40 ～49 歳は2 方向、50 歳以上は1 方向で実施。）	I 集団検診（バス健診・パック健診） 健診予約コールセンター、Web（インターネット）による申込み II 医療機関検診（個別） ・直接医療機関に受診（事前予約が必要な医療機関あり）	令和7 年3 月31 日を基準に、40 歳以上の方 （昭和60 年3 月31 日以前に生まれた方） （子宮頸がん検診は、20 歳以上の方（平成17 年3 月31 日以前に生まれた方）） （胃内視鏡検査は昭和50 年3 月31 日以前の生まれで、年度末年齢が偶数の方） 喀痰細胞診検査は次に該当する方 50 歳以上で喫煙指数（1 日平均喫煙本数×喫煙年数）が600 以上の方	年1 回 （子宮頸がん検診・乳がん検診は、2 年度に1 回。胃内視鏡検査受診後の胃がん検診は2 年度に1 回）	胃がん検診（胃内視鏡検査）…4,000 円 肺がん検診…600 円 大腸がん検診…500 円 胃がん（バリウム検査）・乳がん・子宮頸がん検診…各1,000 円 ※減免できる制度があります。	健康増進法 彦根市がん検診実施要綱	健康推進課

※以下の対象の方には、無料クーポン券を配布します。無料クーポン券が届いてから受診してください。

【子宮頸がん検診無料クーポン券】

年度末年齢が21 歳の女性（平成16 年4 月2 日～平成17 年4 月1 日生まれ）

【乳がん検診無料クーポン券】

年度末年齢が41 歳の女性（昭和59 年4 月2 日～昭和60 年4 月1 日生まれ）

【大腸がん検診無料クーポン券】

年度末年齢が41、51、61 歳の方（昭和59 年4 月2 日～昭和60 月1 日生まれ）
（昭和49 年4 月2 日～昭和50 年4 月1 日生まれ）
（昭和39 年4 月2 日～昭和40 年4 月1 日生まれ）

施 策 名	事 業 概 要	利用の手続き方法	利用できる方	利用できる頻度	利用料負担	根拠要綱等	担当課
結核健康診断	結核の早期発見、早期治療を図ることを目的として実施する。 検査内容 胸部レントゲン検査	集団検診（バス健診） 健診予約コールセンター、 Web（インターネット）による申込み	令和7年3月31日を基準に、65歳以上の方（昭和36年3月31日以前に生まれた方）	年1回	無料	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	健康推進課
健康相談	管理栄養士・保健師等による疾病予防生活習慣病予防等の個別指導	健康推進課に申込み	原則として彦根市に居住する方で40～64歳以下の方	規定なし	無料	健康増進法	健康推進課
歯科健康診査	歯周組織検査 ブラッシング指導	医療機関に予約して受診	4月1日現在、40、50、60歳の方	該当年度に1回	1,000円 ※減免できる制度があります。	健康増進法	健康推進課
地域包括支援センターの利用	高齢者の介護・福祉・健康・医療などに関する総合相談窓口。権利擁護、介護予防などの活動を通して、高齢者が暮らしやすい地域にするため、関係機関とのネットワークづくりに努める。	各地域包括支援センターに相談、または市のホームページ「高齢者に関する相談受付（HP 番号18112）」による相談	おおむね 65 歳以上の高齢者とその家族等		無料	介護保険法	地域包括支援センター すばる ハピネス ふるさと ゆうじん きらら いなえ
権利擁護サポートセンターの利用	高齢者および障害者への虐待等の権利侵害への対応や成年後見制度利用支援など権利擁護にかかる専門的な対応が求められる相談から支援までを総合的に行う。	権利擁護サポートセンターに相談	おおむね 65 歳以上の高齢者および障害者とその家族等		無料		彦愛犬権利擁護サポートセンター
老人保護措置	老人福祉法に基づき、要援護高齢者を養護老人ホームや特別養護老人ホームに入所措置することにより、当該高齢者等の福祉の向上を図る。	高齢福祉推進課に相談	環境的・経済的な事情等により、在宅生活が困難な高齢者		対象者の収入に応じて算定	老人福祉法	高齢福祉推進課
緊急通報システムの設置	在宅の一人暮らし高齢者等の急病または事故等の緊急事態に対処するとともに、日常生活の不安解消と安全を確保するため設置、運営する。	高齢福祉推進課に申請書を提出	65 歳以上の在宅の病弱な一人暮らし高齢者等	24 時間 365 日	<u>1 か月 250 円</u> (生活保護世帯 0 円) ※利用料は変更になる場合があります。	彦根市緊急通報システム事業実施要綱	高齢福祉推進課 障害福祉課

施 策 名	事 業 概 要	利用の手続き方法	利用できる方	利用できる頻度	利用料負担	根拠要綱等	担当課
介護予防・日常生活支援サービス事業	市が実施する介護予防のための各種事業 訪問型サービス 通所型サービス 生活支援サービス	要支援認定を受けておられる人、または非該当の認定を受け、基本チェックリストに該当する場合に地域包括支援センター等のケアマネジメントにより利用	要支援認定1、2に該当する人、65歳以上の人で、非該当の認定を受け、基本チェックリストに該当する人		サービス費用の1割～3割	彦根市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱	高齢福祉推進課
配食サービスの提供	在宅一人暮らし高齢者および高齢者のみの世帯に対して、食の確保と安否確認のため弁当の宅配を実施する。	高齢福祉推進課に申請書を提出	おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯で、食の確保や調理が困難かつ安否確認が必要な方	1日1回（昼食のみ）	食材料費および調理費相当額は利用者負担 利用者が負担した額を除いた額を助成するものとし、1食当たりの助成額は単価の1/2または200円のいずれか低い額を限度とする。	彦根市配食サービス事業実施要綱	高齢福祉推進課
地域介護予防活動支援事業（コツコツ続ける金亀（根気）体操）	①介護予防運動指導員養成講座 地域での介護予防活動をサポートするボランティアを養成する。 ②金亀体操（介護予防体操）出前講座、体操講座、フォローアップ 高齢者を対象に地域の身近な場所で運動機能向上を目的とした金亀体操の出前講座・体操講座・フォローアップを実施する。	①高齢福祉推進課に申込み ②各地域包括支援センターに申込み ※4人以上のグループで申込み	①介護予防（運動）および地域ボランティアに関心のある方 ②介護予防（運動）に関心のある団体	① 数回実施予定 ② 出前講座：1回 体操講座：1回 （間隔を空けて3回まで） フォローアップ： 体操講座終了から1年ごとに	①無料 ②無料	介護保険法	高齢福祉推進課 地域包括支援センター すばる ハピネス ふるさと ゆうじん きららいなえ
介護予防普及啓発事業	介護予防教室（出前講座） 介護予防に関する知識の普及・啓発を行うことにより、介護予防に向けた地域づくりと個々の自立を図る。	各地域包括支援センターに申込み	老人クラブ、自治会、ボランティア団体等	規定なし	無料	介護保険法	高齢福祉推進課
認知症を知る出前講座 （認知症サポーター養成講座） ※グループでの講座	認知症についての正しい知識や、認知症の人への適切な対応を学び、認知症の人やその家族への支援者を目指す。	高齢福祉推進課に申込み	・市内在住の方 ・市内に通学・通勤している市外の方 ・市内の企業や団体 ※5人以上のグループで申込み	規定なし	無料	介護保険法	高齢福祉推進課

施 策 名	事 業 概 要	利用の手続き方法	利用できる方	利用できる頻度	利用料負担	根拠要綱等	担当課
認知症はじめて講座 （認知症サポーター 養成講座） ※個人受講の講座	認知症についての正しい知識や、認知症の人への適切な対応を学び、認知症の人やその家族への支援者を目指す。	基本的には認知症 HOT サポートセンターに予約制	・市内在住の方 ・市内に通学・通勤している市外の方 ※個人で申込み可	規定なし	無料	介護保険法	高齢福祉推進課
認知症早期発見のための出前講座(脳の健康チェック付ほっとかない認知症講座)	認知症の予防や早期発見の大切さについての講座 希望者は、もの忘れに気付くための質問について、パネルをタッチして答えることで脳の健康チェックができる。	各地域包括支援センターに申込み	・市内在住の方(概ね 40 歳以上) ※5 人以上のグループで申込み	規定なし	無料	介護保険法	高齢福祉推進課 地域包括支援センター すばる ハピネス ふるさと ゆうじん きらら いなえ
脳の健康チェック	ご本人や家族が早期に物忘れに気付くための脳の健康チェックを実施 タッチパネルの実施	基本的には認知症 HOT サポートセンターに予約制	・市内に在住の方 ・脳の健康チェックは 40 歳以上の方	規定なし	無料	介護保険法	高齢福祉推進課
介護家族のつどい ほっこり	主に認知症の人を介護する家族のつどい。 日頃の思いや悩みを話せる場所。 毎月第 2 火曜日、13 時 30 分から 15 時 くすのきセンターで開催	特になし (予約不要)	・主に認知症の人を介護されている方	規定なし	お茶菓子代、1 回 200 円 (初回の方は無料)		高齢福祉推進課

施 策 名	事 業 概 要	利用の手続き方法	利用できる方	利用できる頻度	利用料負担	根拠要綱等	担当課
認知症カフェ	認知症の本人や家族、認知症に関心がある方等、誰もが気軽に立ち寄って、認知症について話したり、情報交換ができる場所 ☆毎月第2月曜日、第4水曜日に「小さな銀座（プチ銀座）」で開催。 ☆毎月第1水曜日、第3水曜日に「アップルジャム」で開催。 ☆毎月第4木曜日に「ユトリ珈琲店日夏店」で開催。 ☆令和7年7月に大藪に新規認知症カフェオープン予定	特になし (予約不要)	・認知症の本人や家族 ・認知症に関心がある人 ・その他、どなたでも	規定なし	無料 ご自身の喫茶代が必要（必要時、実費分を負担する場合あり。）	介護保険法	高齢福祉推進課
行方不明高齢者のためのメール配信	【メール配信システム】 行方不明高齢者の情報を、登録者にメールで送信し、広く情報提供を呼びかけます。	touroku@hikone-city.jp に空メールを送信すると、案内メールが届くので「行方不明高齢者等の検索者情報」を選択し登録してください。	・主に市内在住在勤の方	規定なし	無料	介護保険法	高齢福祉推進課
	【事前登録制度】 メール配信システムで素早く情報配信するために、事前にご本人の特徴や写真を登録することができます。希望者は、「どこシル伝言板」を利用できます。 ※「どこシル伝言板」とは 行方不明高齢者を発見した場合、見守り安心シールについているQRコードを読み取ることで、「どこシル伝言板」を介して24時間365日、ご家族と素早く連絡を取ることができます。	高齢福祉推進課に申込み	・市内在住の行方不明になる可能性がある高齢者等				

施 策 名	事 業 概 要	利用の手続き方法	利用できる方		利用できる頻度	利用料負担	根拠要綱等	担当課
医療機器貸与事業	在宅での療養を検討される方等に対し、短期間、下記の医療機器を貸出する。 ① 吸入器 ② 喀痰吸引器 ③ 携帯型超音波画像診断装置（※貸出は医師のみ）	彦根愛知犬上介護保険事業者協議会に申込み ※貸出し状況によっては、お貸出しできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。	彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町に居住する療養者で、次のいずれかに該当する方。 (1) 在宅での療養生活が可能な程度に症状が安定していると医師が判断した方 (2) 在宅で医療行為を受けている方または医療機器の使用が必要不可欠な方 (3) 他の制度により、医療機器の貸出しまたは給付等を受けることが困難な方		①、② 1 か月以内 ③ 2 週間以内	無料 ※ただし、消耗品（カテーテル等）は貸与対象者の方がご用意ください。	介護保険法	高齢福祉推進課 （くすのきセンター）
やすらぎふれあいの館 （宅老所）の利用	高齢者が要介護状態となることを防止するとともに、その心身の健康の保持、増進と生きがいのある生活が送れるようサービスを提供し、福祉の向上を図る。	宅老所に申込み	高齢者等	シニアサロン・ナルクの館 （城東） 電話 25-1087	開所：火曜日 10 時～15 時	1 回 500 円 昼食は持参か購入	彦根市やすらぎふれあいの館整備運営費補助金交付要綱	高齢福祉推進課
				ぬくもりの家 （金城） 電話 21-2764	開所：木曜日 10 時～15 時	1 日 1,000 円（食費含）		
				ふれあいハウス 「ごえもんさん」 （金城） 電話 24-3397	開所：水曜日 9 時 30 分～15 時 15 分	1 回 1,000 円（食費含） ※別途費用必要な場合あり		
				きらく （稲枝西） 電話 25-2825	開所：金曜日 13 時～16 時	1 回 400 円（おやつ含） ※第 5 週目の金曜日は開催しない。		
				ほほえみハウス （稲枝北） 電話 090-9766-3413	開所：水曜日 10 時～15 時	1 回 400 円（おやつ付） 別途、昼食 540 円（必要時） ※食事は事前に予約必要		
				ふれあい交遊広場なごみ （若葉） 電話 25-3521	開所： 火・木曜日 9 時～12 時	1 回 100 円		

施 策 名	事 業 概 要	利用の手続き方法	利用できる方		利用できる頻度	利用料負担	根拠要綱等	担当課
				小泉町あったかサロン (城南) 電話 090-7106-8583	月・土曜日 9時～12時	1回 100円		
				みんなの茶の間 (城陽) 電話 25-0948	開所：水曜日 9時～12時	1回 100円		
おむつ等購入費助成	在宅で、おむつを使用して生活している方に対して、要介護状態の軽減または悪化防止を図ることを目的に、おむつ等の購入費を助成する。	高齢福祉推進課に申請書に領収書を添付し、4か月に1度申請する。	次の①～③の全てに該当する本市被保険者 ①アまたはイに該当する方 ア 要介護3以上の方 イ 要支援1から要介護2までの認定を受けた方で、本人が住民税非課税かつ、介護認定調査における「排尿」「排便」の項目のいずれかが、「見守り等」、「一部介助」または「全介助」の方 ②介護保険の利用者負担割合が1割である方 ③おむつ等の使用状況を申告でき、介護保険料の滞納がない方 ※入院中または施設に入所している方は除く。 ※申請日より2年以前の購入分は対象外。			1か月の購入費が5,000円までの場合は、9割を助成。5,000円の超過額については、助成なし。	彦根市おむつ等購入費の給付等に関する規則	高齢福祉推進課
利用者負担額の軽減	特に生計が困難であると彦根市が確認した介護保険の被保険者について、介護保険サービスの提供を行う軽減実施事業者（社会福祉法人等）が、利用者負担額等を軽減する。 ※実施している事業所については、高齢福祉推進課に要問合せ。	高齢福祉推進課に申請書を提出	介護保険法による要介護認定を受けている方であって、この事業を行うことを滋賀県または彦根市に届け出ている事業者のサービスを利用される方、かつ、住民税非課税世帯であって、特に生計が困難である方および生活保護受給者		介護保険法に定める支給限度基準額以内	介護保険内の自己負担および施設利用時の食費・居住費の4分の1を軽減する。ただし、生活保護受給者については、施設利用時の居住費のみが軽減対象となり、居住費の全額を軽減する。	彦根市介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減事業実施要綱	高齢福祉推進課

施 策 名	事 業 概 要	利用の手続き方法	利用できる方	利用できる頻度	利用料負担	根拠要綱等	担当課
障害者の住宅改造	在宅の重度心身障害者の日常生活の便宜を図るためその障害者の住居を改造するのに必要な経費の一部を助成する。	障害福祉課に申請書類等を提出	・肢体不自由・視覚障害の身体障害者手帳の等級が1・2級の方 ・療育手帳A1・A2の方	1回を基本とする。	助成額は助成対象経費の2分の1以内で、その助成限度額は1世帯につき200,000円。 ただし、住宅改修費（介護保険および障害者日常生活用具給付事業）の支給対象となる場合は、その給付を優先するものとし、その後、本要綱を利用する。 ※本人または扶養親族の前年の所得により支給制限あり。	彦根市在宅重度障害者住宅改造事業費助成金交付要綱	障害福祉課
車いすの貸出し	移動に支障のある人に対し、短期間の車いすの貸出しを行う。	障害福祉課に申請書を提出	原則として市内に在住し、移動に支障のある方	1回の利用期間は、原則として1週間以内	無料	彦根市車いす貸付要綱	障害福祉課
日常生活用具給付等事業 補装具費の支給	身体上の障害を直接的に補う補装具（修理）費の支給や日常生活用具を給付することにより障害者の日常生活の利便を図る。	障害福祉課に申請書類等を提出 補装具費の支給に関しては、県障害者更生相談所への判定が必要な場合あり。	障害の状況に応じた補装具および日常生活用具を必要とする方 平成25度から身体障害者手帳の交付を受けない難病患者等が一定の条件を満たすと、支給・給付の対象となっています。	耐用年数、破損状況に応じて支給 なお、日常生活用具の修理は自己負担	原則として1割負担（月額上限負担額の設定あり。） 高額所得者は支給、給付対象外になる。	彦根市地域生活支援事業実施要綱、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）	障害福祉課
身体障害者自動車改造費の助成	上肢、下肢または体幹機能障害の身体障害者自らが運転する場合や、下肢または体幹機能障害の重度身体障害者（児）で移動介護用装置を装着・改造する必要がある方（家族の者等が運転）が自動車を取得する場合等、その自動車を改造する経費の一部を助成する。 助成の限度額 75,000円	障害福祉課に申請書類等を提出	・自らが運転する場合…上肢、下肢または体幹機能障害の身体障害者 ・移動介護用装置を装着…下肢または体幹機能障害の重度身体障害者（児）身体障害者手帳1級・2級		本人または扶養親族の前年の所得により支給制限あり。	彦根市身体障害者自動車改造費助成金交付要綱	障害福祉課

施 策 名	事 業 概 要	利用の手続き方法	利用できる方	利用できる頻度	利用料負担	根拠要綱等	担当課
障害者自動車燃料費 および福祉タクシー 運賃助成事業	重度障害者に対し自動車燃料費やタ クシー運賃の助成券を交付し、障害者 の積極的な社会参加を促進する。	障害福祉課に助成申請書を 提出	施設に入所していない方で、次 のいずれかに該当する方 ・身体障害者手帳１・２級で聴覚 障害、上肢障害以外の方 ・療育手帳Ａ１・Ａ２の方 ・精神障害者保健福祉手帳１・２ 級の方 ※所得制限あり	ガソリン券…１枚 500 円の助成券を 12 枚交付（年間 6,000 円、半年毎 に3,000 円の利用 制限あり）。 タクシー券…１枚 500 円の助成券を 24 枚交付（年間 12,000 円、１回の 乗車につき４枚ま で利用できます す）。		彦根市中心身障害 者自動車燃料費 および福祉タク シー運賃助成事 業実施要綱	障害福祉課
特別障害者手当等支 給	20 歳以上の在宅の重度障害者で、常 時特別の介護を要する状態にある方 に対し、手当を支給する。	障害福祉課に特別障害者手 当認定請求書類等を提出	おおむね身体障害者手帳２級以 上の障害または療育手帳Ａ１・ Ａ２程度の障害を重複している 方等（特別障害者手当認定診断 書により認定） ※障害者手帳の交付（所持）が必 須条件ではありません。		本人または扶養親族の前年 の所得により支給制限あ り。	特別児童扶養手 当等の支給に関 する法律	障害福祉課
更生医療の給付（自立 支援医療）	身体上の障害を軽くしたり取り除い たりするための医療の給付を、知事 （中核市以上は市長）の指定した医療 機関で行う。	障害福祉課に自立支援医療 費（更生医療）支給認定申請 書、医師の意見書等を提出	・心臓疾患に関する手術 ・人工関節置換術 ・人工透析 などを必要とする方		原則として医療費の１割負 担（所得に応じて月額負担 上限額が設定される。） ※前年の所得により支給制 限あり。	障害者総合支援 法	障害福祉課
精神通院医療の給付 （自立支援医療）	精神の病気で病院や診療所に通院す る際にかかった医療費の自己負担分 を軽減するため公費負担を行う。	障害福祉課に申請書、医師 の診断書等を提出	精神の病気（統合失調症、うつ 病、てんかん、神経症等）で長期 に通院が必要な方 ※入院医療費は対象外		原則として医療費の１割負 担（所得に応じて月額負担 上限額が設定される。）	障害者総合支援 法	障害福祉課

施 策 名	事 業 概 要	利用の手続き方法	利用できる方	利用できる頻度	利用料負担	根拠要綱等	担当課
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者・児の移動・外出に関する支援を、居宅介護事業所等に委託して行う。	障害福祉課に申請書類等を提出 (利用者証が必要)	①体幹・下肢・脳原性移動3級以上 ②視覚障害1・2級(ガイドヘルプ) ③療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者 ④発達障害者・児(日中一時支援利用者に限る。) ※65歳以上の方は、②に該当する場合または①③④に該当し、余暇支援等の介護保険サービス対象外の利用用途であり、かつ65歳到達前に移動支援事業を利用していた者に限る。	ガイドヘルプ…月 50 時間を上限 ガイドヘルプ以外…月 30 時間を上限(療育手帳所持者で軽度(B2)、精神障害者保健福祉手帳の等級が3級の者は、月 15 時間を上限)	サービスにかかった費用の1割負担 ※生活保護世帯、市町村民税非課税世帯は無料	彦根市地域生活支援事業実施要綱	障害福祉課
日中一時支援事業	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援や介護負担軽減を図るため、障害福祉サービス事業所に委託して行う。	障害福祉課に申請書類等を提出 (利用者証が必要)	・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している人 ・発達障害者等 ※ただし、介護保険等の同等サービスを受けられる方は除く。		1時間以内…200円/回 1～2時間…250円/回 2～3時間…300円/回 3～6時間…450円/回 6～7時間…600円/回 以降、1時間毎に75円を加算する。 送迎(片道当たり)…50円 (生活保護世帯、市町村民税非課税世帯は無料) 【R7年10月に改正予定】	彦根市地域生活支援事業実施要綱	障害福祉課
意思疎通支援事業	手話および要約筆記をコミュニケーション手段とする聴覚および言語障害者等の社会生活におけるコミュニケーションの確保(手話通訳・要約筆記)を図る。	障害福祉課に申出	手話および要約筆記をコミュニケーション手段とする聴覚および言語障害のある方		個人への派遣は無料 団体への派遣は有料	彦根市地域生活支援事業実施要綱	障害福祉課

施 策 名	事 業 概 要	利用の手続き方法	利用できる方	利用できる頻度	利用料負担	根拠要綱等	担当課
相談支援事業	障害者等の福祉に関する問題について、障害者や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、障害福祉サービスの利用支援等や、関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を事業所に委託して行う。	●ステップアップ 21 ※基幹相談支援センター 豊郷町 電話 35-0008 FAX 35-0021 ●地域生活センターまな 彦根市 電話 21-2192 FAX 21-2193 ●相談支援事業所てんしん 彦根市 電話 26-7088 FAX 26-7077 ●相談支援事業所ちゃれんじ 彦根市 電話 49-2531 FAX 49-2532 ●ぽぽ相談室 彦根市 電話 47-5190 FAX 47-5234 ●相談支援事業所かいぜ寮 彦根市 電話 43-3811 FAX 43-3811 ●相談支援センターあすなろ 豊郷町 電話 35-4677 FAX 35-4695	障害者・児とその家族、関係者等。 ●ステップアップ 21…障害児者全般 ●地域生活支援センターまな…主に精神障害児者 ●相談支援事業所てんしん…主に知的障害児者 ●相談支援事業所ちゃれんじ…主に障害児・医療的ケア児 ●ぽぽ相談室…障害児全般 ●相談支援事業所かいぜ寮…主に知的障害児者 ●相談支援センターあすなろ…主に知的・精神障害者		無料	彦根市地域生活支援事業実施要綱	障害福祉課

施 策 名	事 業 概 要	利用の手続き方法	利用できる方	利用できる頻度	利用料負担	根拠要綱等	担当課
障害福祉サービス給付事業	障害者総合支援法(および児童福祉法)に基づき、障害支援区分やサービス毎に支給量を決定し、各種サービスを提供し、障害者の日常生活の向上を図るもの。 ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・生活介護 ・就労継続支援 など	障害福祉課に申請書類等を提出 (受給者証が必要)	身体障害者手帳を所持している人、知的障害、精神障害(発達障害を含む)のある人、難病患者等 ※ただし、介護保険等の同等サービスを受けられる方は除く。		負担能力に応じた利用者負担額(月額負担上限額か、1割相当額のいずれか低い方)	障害者総合支援法	障害福祉課
生活困窮者自立支援事業	生活に困窮する世帯に対し、地域などからの情報提供をもとに、早期に支援を行うことで、自立した生活を目指す。	社会福祉課に相談予約を入れ、相談内容に応じて申請等の提案をさせていただきます。	経済的な困窮を理由として、生活に困っている人	随時	なし	生活困窮者自立支援法	社会福祉課
生活保護事業	憲法第 25 条に規定する理念に基づき、生活に困窮する世帯に対し、最低限度の生活を保障するために必要な給付を行う。					生活保護法	

彦根市におきましては、高齢者保健福祉の基本的な方針を定め、具体的に取り組むべき施策を明らかにすることを目的に、「第9期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定していますのでホームページ等でご確認ください。